

京田辺市子ども・子育て会議の会議の公開要領

第1 目的

この要領は、京田辺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の会議を「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」（以下「指針」という。）の規定により公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会議の公開

子ども・子育て会議の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると会長が判断する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- （１）京田辺市情報公開条例（平成１０年京田辺市条例第１２号）第９条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- （２）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

第3 傍聴者の決定方法等

- （１）子ども・子育て会議の傍聴定員は８名とし、傍聴の受付は会議の開催時刻の３０分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。
- （２）傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。

第4 会議開催の周知

子ども・子育て会議の事務局は、会議開催予定日の７日前までに次に掲げる事項を京田辺市のホームページに掲載し、周知する。

- （１）会議の名称
- （２）開催日時
- （３）開催場所
- （４）議題

- (5) 会議の公開・非公開の区分
- (6) 一部公開又は非公開とするときは、その理由
- (7) 傍聴者の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他必要な事項

第5 会議結果の公表

子ども・子育て会議の事務局は、会議録を作成し、会議開催後、1月以内に次に掲げる事項を京田辺市のホームページに掲載し、公表する。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 委員等の人数
 - (5) 出席委員等の人数
 - (6) 議題
 - (7) 会議の公開・非公開の区分
 - (8) 一部公開又は非公開とするときは、その理由
 - (9) 傍聴者の数
 - (10) 会議資料の名称
 - (11) 会議録
 - (12) 問い合わせ先
 - (13) その他必要な事項
- 2 会議録の記述は、発言者については、会長、委員又は事務局のいずれかで表すものとし、発言内容については、その要旨とする。
 - 3 会議録は、公表前に会長の承認を得るものとする。

第6 施行期日

この要領は、平成25年12月10日から施行する。